

閲覧期間 令和6年11月1日から令和7年10月31日まで

住民基本台帳の閲覧状況について

住民基本台帳法の一部が改正され、平成18年11月1日に施行されたことにより、住民基本台帳の閲覧状況を報告することになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

住民基本台帳法第11条第1項に基づく請求による閲覧内容

	請求者	請求の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲	備考
1	熊谷保健所 所長 鈴木 勝幸	健康増進法第10条に基づく令和7年国民健康栄養調査の調査地区に該当したため	令和7年8月26日	宿根1437番地1 ～1442番地13	

上記閲覧期間において、住民基本台帳法第11条第1項に掲げる閲覧の請求は1件だったことを報告します。